

「そうじゃ 絆通信」は前号から**更新のあった内容のみ**配信いたします。
バックナンバーは総社市ホームページに掲載しています。

災害弔慰金について

内容	平成30年7月豪雨災害によりお亡くなりになられたご遺族に、災害弔慰金を支給します。
対象者	災害によりお亡くなりになられた方や災害に関連してお亡くなりになられた方のご遺族です。申請ご遺族には支給順位があります。窓口でお問い合わせください。
申請時の必要書類	<ul style="list-style-type: none">・死亡診断書（検案書）の写し・申請される方の身分証明書（運転免許証等）の写し・申請される方名義の通帳の写し・亡くなられた方と申請される方の関係を証明する書類（戸籍謄本等）の写し・印鑑（認印可） ※ その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。まずは窓口または電話にてお問い合わせください。
審査について	災害に関連してお亡くなりになった場合、災害と死亡との間の相当因果関係の有無を、審査会にて判定を行います。相当因果関係が認められた場合、市が弔慰金を支給します。
支給額	ご遺族の生計維持者が亡くなられた場合 500万円 ご遺族の生計維持者以外の方が亡くなられた場合 250万円
問い合わせ	総社市福祉課 福祉総務係（市役所本庁舎1階9番窓口） 電話 0866-92-8264

災害障害見舞金について

内容	平成 30 年 7 月豪雨災害により心身重度の障がいを受けた方に、災害障害見舞金を支給します。
対象者	災害により、下記の障がいを受けた方です。 ①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
申請時の必要書類	対象となる障がいは、両眼の失明といった重度のものとなります。まずは窓口または電話にてお問い合わせください。
審査について	災害に関連して障がいを受けた場合、災害と障がいとの間の相当因果関係の有無を、審査会にて判定を行います。相当因果関係が認められた場合、市が災害障害見舞金を支給します。
支給額	生計維持者が重度の障がいを受けた場合 250 万円 そのほかの方が重度の障がいを受けた場合 125 万円
問い合わせ	総社市福祉課 福祉総務係（市役所本庁舎 1 階 9 番窓口） 電話 0866-92-8264

子ども災害見舞金が支給されます

内容	平成30年7月豪雨以降に岡山県の区域内で発生した災害により、被害を受けた子どもを養育しているご家庭に対して、岡山県より災害見舞金が支給されます。
対象	現に自己の生活の本拠として住居の用に供している建物が、以下のいずれかの被害を受けた、子どものいる世帯 ①全壊 ②大規模半壊 ③半壊 ④床上浸水 ※『子ども』とは、平成12年4月2日から被災日までの間に生まれたお子様をいいます
支給額	子ども一人当たり 2万円（当該世帯の子どもの数に応じて支給）
申請方法	指定の申請書に必要書類を添えて、下記の申請先へ郵送してください。 【必要書類】 災証明書・運転免許証など官公庁発行の証明書・健康保険証・年金手帳等のいずれかのコピー、振込口座の通帳のコピー、指定の委任状、その他 【お問合せ・申請先】 〒703-8278 岡山市中区古京町1-7-36 岡山県保健福祉部子ども家庭課（子ども災害見舞金係） ☎086-226-7874 ※ 申請書は、総社市こども課の窓口や県民局福祉振興課等に用意しています。 ※ 岡山県保健福祉部子ども家庭課のホームページからもダウンロードできます。
申請期限	被災日から1年間（平成30年7月豪雨分は令和元年10月31日まで）
その他	申請書の提出を急がれない場合は、総社市から定期便で申請先へ送付します。
担当課	総社市 保健福祉部 こども課 ☎0866-92-8268

総社市床下浸水等義援金（第5回総社市災害義援金）を支給しています

平成30年7月豪雨により被災され、床下浸水等の被害にあわれた世帯・事業所に義援金を支給しています

	【世帯】	【事業所】
支給対象	住家等の一部が半壊に至らない床上浸水等により損壊した世帯・事業所	
支給額	1世帯・事業所につき10万円 (※ただし、これまでに浸水又は土砂被害により総社市支援金(5万円)を受給している(爆風を除く)場合は、差額の5万円が支給金額となります)	
支給対象者	・豪雨災害により半壊に至らない床上浸水等の被害を受けた、発災日時点で市内に居住していた世帯主(※アパート等賃貸住宅の住人(借主)は除く)	・豪雨災害により半壊に至らない床上浸水等の被害を受けた、市内の法人の代表者、個人事業主又はアパート等賃貸住宅の貸主(以下「代表者等」という)
申請者(受取者)	・発災日時点の世帯主	・発災日時点の代表者等
申請書類	・総社市床下浸水等義援金支給申請書(世帯用)	・総社市床下浸水等義援金支給申請書(事業者用)
添付書類	<p>※本市帳簿類で確認できる書類については添付の省略を可能とする。</p> <p>※各添付書類は、特に原本が必要との記載がないものは、コピーも可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印鑑(※申請者が世帯主・代表者等本人である場合は、押印を不要とする) ・身分証明書(運転免許証、健康保険証等)の写し ・預金口座通帳(申請者名義の口座で、金融機関名、取引店名、種目、口座番号、申請者名義(フリガナ)が印字された部分)の写し ・罹災証明書又は被災証明書(※証明書がない場合、<u>被害状況の箇所がわかる写真(被害状況がわかる写真がない場合は、現況で指さし等による浸水位置等がわかるようにした写真)及び被害箇所を記した図</u>) ・委任状(※申請者が世帯主・代表者等でない場合) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・承諾書(※同一住家で住民票上の世帯が2人以上おり、同一生計の場合) ・同意書及び発災日時点の世帯主との関係を示す戸籍謄本(※発災日以降に世帯主が亡くなっている場合) ・平成30年7月分の公共料金の支払い等がわかるもの(本市に住民票がなく、発災日時点の居住実態を確認する必要がある場合) ・民生委員児童委員による居住・使用確認証明(※発災日時点の居住実態を確認する必要がある場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近の法人税申告書又は確定申告書の写し等営業の確認ができるもの(※借家等の家主の場合、当該物件の所有者であることがわかる書類(契約書、登記簿、固定資産証明書等))
留意事項	・住家と事務所の併用住宅の場合は、住家のみ対象となる。	・住家と事務所の併用住宅の場合は、住家のみ対象となり、事業所は対象とならない。

受付	総社市福祉課福祉総務係（市役所本庁舎 1 階 9 番窓口） 電話 0866-92-8264
-----------	--

第6回総社市災害義援金を支給します

内容	平成30年7月豪雨により被災され、概ね半壊以上の被害にあわれた世帯・事業所に、令和元年6月25日から、第6回総社市災害義援金を支給します。
支給対象	① 第4回義援金対象の世帯・事業所 ② 上記①のうち、 <u>要介護3～5の者、重度障がい児、または重度障がい者が発災日時時点で「在宅していた」世帯</u>
支給金額	① 20万円 ② 20万円 + <u>10万円</u>
申請者(受取者)	上記「支給対象」①の世帯主・代表者等
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回義援金対象の世帯・事業所とは、概ね半壊以上の被害を受けた世帯・事業所に対し、平成30年12月から支給開始となったもの（支給額：一律50万円）の支給対象となった世帯・事業所をいう。 ・ 「在宅していた」とは、自宅にいたことをいい、福祉施設への入所の場合は在宅していたとはならない。 ・ 要介護3～5の者、重度障がい児・重度障がい者の単身世帯も支給対象②に含まれる。 ・ 要介護3～5、重度障がい児・重度障がい者に該当するかについては、発災日である平成30年7月5日が基準日となる。 ・ 重度障がい児・重度障がい者とは、発災日時時点で身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の者をいう。 ・ 第6回義援金は、第4回義援金の受取口座に支給する。 ・ 支給対象①に該当する場合は、申請手続きは不要とする。 ・ 支給対象②に該当する場合は、要介護3～5の者、重度障がい児、または重度障がい者が発災日時時点で在宅していたという「申出書」の提出が必要となる。申出書受付後、審査を行った上で支給を決定するので、申出書の受付をもって支給決定とはならない。審査の結果、支給対象②に該当する場合は30万円（＝20万円＋10万円）を支給し、支給対象②に該当しない場合は20万円を支給する。
問い合わせ先	総社市福祉課 福祉総務係（市役所本庁舎 1 階 9 番窓口） 電話 0866-92-8264

医療保険の窓口負担、介護保険サービス利用料の免除

内容	病院などを受診したり、介護保険サービスを利用したりする場合は、申告することで医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いが免除される場合があります。下記の【免除要件】に該当する人は、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いが免除されます。なお、入院時や入所時の食費や居住費は、免除対象外です。
対象者	免除要件 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人 ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った人 ③主たる生計維持者の行方が不明である人 ④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人 ※施設に入所している人など、免除を受けられない場合があります。
対象となる保険	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険 など
申請期限	対象期間 2019年12月末まで
申請方法	①保険証と②免除証明書の両方を、医療機関等の窓口で提示することで、免除を受けることができます。 免除証明書は、ご加入の各保険者で手続きをしてください。
その他	社会保険、共済組合、国保組合などの健康保険証を使っている人は、加入している医療保険者に問い合わせてください。 医療保険者で窓口負担が免除されない場合、医療費の各公費負担制度の対象者は各担当課に相談してください。 要介護認定等を受け、介護保険サービス利用料の免除の対象となる人は、「免除認定証」を交付します。
問い合わせ先	国民健康保険・後期高齢者医療保険について⇒【健康医療課保険年金係】☎ 92-8257 介護保険について⇒【長寿介護課介護保険係】☎ 92-8369 更生医療・育成医療・心身障害者医療費について⇒【福祉課障がい福祉係】☎ 92-8269 小児医療費・ひとり親家庭等医療費について⇒【こども課子育て支援係】☎ 92-8268